

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|--------------|--|----------------|-------------------------------------|
| No | 5 | | 府省庁名 厚生労働省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税） | | |
| 要望項目名 | 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 | | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされている。しかしながら、一部の医療機関等からは、社会保険診療報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。</p> <p><参考>平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日 自由民主党・公明党）（抄） 第三 検討事項 10 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。</p> <p>※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療に係る消費税の課税のあり方との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法第72条の78、消費税法第6条、消費税法施行令第14条 | | |
| 減収見込額 | [初年度] [改正増減収額] | () | [平年度] () (単位：百万円) |

| | |
|--------------------|---|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等が、安定した経営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保険診療は国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有していることを踏まえ、社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされている。一方、医療機関等の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。</p> <p>しかしながら、一部の医療機関等からは、社会保険診療報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>このため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）において、医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担は別途手当をすることとされた。</p> <p>これに加え、同法の中では、「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する」とされており、今後、議論していくことが必要である。</p> <p><社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）> 第7条第一号ト</p> <p>医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。</p> <p>また、(1)、(2)に関し、医療と同様に消費税が非課税とされている介護サービス、障害福祉サービスも高い公共性を有していることから、医療に係る消費税の課税のあり方との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること |
| | 政策の達成目標 | 医療の公共性に配慮した消費税の適切な負担 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | — |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | ・ 現行は社会保険診療報酬で対応 ・ 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トで「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する」とされている。</p> <p>したがって、社会保険診療に係る消費税に関する仕組みや医療機関等における負担のあり方等についても引き続き検討することが妥当である。</p> |

| | |
|--|---------------------------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成9、20、21、22、23、24、25、26、27年度要望 |